

住民基本台帳事務に関する本人確認事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき定められている住民票基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日自治省行政局長等通知）に規定される住民票等の請求の任にあたっている者及び住民異動届出時の本人確認調査等の取扱いなど住民基本台帳関係の本人確認に関する事務について、必要な事項を定めることにより、不正な住民票等の請求、住民異動届の届出等の防止及び抑制を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「本人確認」とは、住民基本台帳法の定めにより請求（申出）及び届出の任に当たっている者（代理人・使者の場合は権限を含む。）による届出が本人であることを明らかにする行為をいう。

(運用)

第3条 この要領に基づく詳細は、別記1の「住民基本台帳事務に関する本人確認事務等取扱基準の詳細」により運用するものとする。

(保存)

第4条 本人確認に関して送付、受理又は返戻された文書等の保存期間は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第34条第4項に基づき、届出した日の属する年度の末日から1年間とする。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施

行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（番号整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の4第3項の規定により交付された住民基本台帳カードをいう。）の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月5日から施行する。